富山福祉短期大学学則

（平成９年４月１日）

改正

平成 11 年４月１日	平成 12 年４月１日
平成 14 年４月１日	平成 15 年４月１日
平成 16 年４月１日	平成 17 年４月１日
平成 18 年２月 20 日	平成 18 年４月１日
平成 19 年４月１日	平成 20 年４月１日
平成 21 年４月１日	平成 22 年４月１日
平成 23 年４月１日	平成 24 年４月１日
平成 25 年４月１日	平成 26 年４月１日
平成 27 年４月１日	平成 28 年４月１日
平成 29 年４月１日	平成 30 年４月１日
平成 31 年４月１日	令和 ２年４月１日
令和 ３年４月１日	令和 ４年４月１日
令和 ５年４月１日	令和 ６年４月１日
令和 ７年４月１日	令和 ８年４月１日

第１章　総則

（目的）

第１条　本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、深く専門の学芸を教授研究し、知性・教養を高め、職業及び実生活に必要な能力を養い、もって社会性・創造性豊かな人間形成を図ることを目的とする。

第２章　学科・学生定員及び修業年限

（学科及び定員）

第２条　本学において設置する学科専攻課程及び学生定員は次のとおりとする。

学　科　の　名　称	入学定員	収容定員
社会福祉学科	４０人	８０人
幼児教育学科	４０人	８０人
看護学科	６０人	２００人

第２条の２　本学に次の専攻科を置く。

看護学専攻

２　専攻科に関する規則は、別に定める。

（修業年限及び在学年限）

第３条　本学の修業年限は、社会福祉学科および、幼児教育学科においては２年とし、看護学科においては３年とする。

２　学生は、社会福祉学科および、幼児教育学科においては４年を超えて、看護学科においては６年を超えて在学することはできない。

３　社会福祉学科、看護学科、幼児教育学科では前２項の修業年限及び在学年限を超えて在学し、単位を修得し卒業する者を長期履修生とする。長期履修生に関する修業年限は、社会福祉学科と幼児教育学科は３年、看護学科は４年とする。在学年限については、社会福祉学科と幼児教育学科は６年以内、看護学科は８年以内とする。その他、長期履修生に関して必要な事項は、別に定める。

（学科の教育目的）

第４条　学科の教育目的は、次の通りとする。

社会福祉学科

その人らしい生活を支えるために必要な福祉・心理に関する専門的知識及び技術を身につけ、人や地域社会とあたたかい関わりをもち、人権を擁護することのできる人間性豊かな福祉人材の育成を図ることを目的とする。

幼児教育学科

子どもの保育・教育に関する専門知識、技術を修得し、音楽や図工、体育などを通して、子どもの感性を育む表現力を身につけ、さらに保護者や同じ職場の仲間から信頼される幅広い教養と使命感をもって、子どもたちの幸せをサポートできる人間愛に満ちた保育者、教育者の育成を図ることを目的とする。

看護学科

看護師として正確な専門知識と安全な技術を身につけ、本人と家族を含めた看護の対象やその対象を支える保健・医療・福祉従事者および地域の人々への理解を深め、信頼関係を形成し、安心感を与えることのできる態度と幅広い教養を身につけ、常に自己を向上させる意欲を備えた看護実践者の育成を図ることを目的とする。

第３章　学年・学期及び休業日

（学年）

第５条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学期）

第６条　学期を次の２期に分ける。

前期　　４月１日から９月３０日まで

後期　１０月１日から翌年３月３１日まで

（休業日）

第７条　休業日は、次のとおりとする。

（１）　土曜日および日曜日

（２）　国民の祝日に関する法律に規定する休日

（３）　夏期休業日　　８月１０日から９月１０日まで

（４）　冬期休業日　１２月２３日から翌年１月４日まで

（５）　春期休業日　　３月１日から３月３１日まで

ただし、必要な場合は、休業日であっても授業を行う場合がある。

２　前項の規定に係わらず、必要がある場合は、学長は、臨時の休業日を定め、また休業日を変更することができる。

第４章　入学・退学及び休学

（入学の時期）

第８条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第９条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、所定の入学選考に合格した者とする。

（１）高等学校または中等教育学校を卒業した者

（２）通常の課程による１２年の学校教育を修了した者

（３）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

（４）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（５）文部科学大臣の指定した者

（６）高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）に合格した者を含む）

（７）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で１８歳に達した者

（入学の出願）

第１０条　本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

２　提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学者の選考）

第１１条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第１２条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。
２　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
（再入学・転入学・転学科）
第１３条　本学に再入学または転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。
２　前項の規定により入学を許可された者の、既に取得した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。
３　転学科を希望する者は、学長に願い出ることができる。転学科の承認については、教授会の議を経て、学長が決定する。
（退学）
第１４条　退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。
（休学）
第１５条　疾病その他やむを得ない事情により、３か月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。
２　疾病等のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。
（休学の時期）
第１６条　休学の期間は、１年を超えることができない。ただし特別の事由がある場合は、引続き更に１年まで延長することができる。
２　休学の期間は、通算して社会福祉学科、幼児教育学科は２年、看護学科は３年を越えることができない。
３　休学の期間は、第３条第２項の在学年数に算入しない。
（復学）
第１７条　休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
（除籍及び復籍）
第１８条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
（１）第３条第２項に定める在学年限を超えた者
（２）第１６条第２項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
（３）授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
（４）長期間にわたり行方不明の者
（５）死亡した場合
２　前項(3)号により除籍された者が復籍を願い出るときは、審査の上、相当年次に復籍することができる。
３　前項の規定により復籍を許可された者が、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年次については、教授会の議を経て学長が決定する。

第５章　教育課程及び履修方法等

（授業科目）
第１９条　授業科目を分けて、必修科目及び選択科目とする。
２　授業は、講義・演習・実験・実習及び実技とし、いずれかにより行うものとする。
３　授業科目の種類、単位数等は、別表第１のとおりとする。
（単位）
第２０条　単位数を定めるにあたっては、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
（１）講義及び演習については、１５時間から３０時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。
（２）実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって１単位とする。
（３）一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前２号に規定する基準を考慮して本学が定め

る時間の授業をもって１単位とする。
２　前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（授業日数）

第２１条　１年間の授業日数は、試験等の日数を含め、３５週にわたることを原則とする。

（授業期間）

第２２条　各授業科目の授業は、１５週にわたる期間を単位として行うものとする。

（単位の授与）

第２３条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

（資格の取得）

第２３条の２　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 39 条第１号に規定する介護福祉士の資格を得ようとする者は、社会福祉学科に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省厚生労働省令第 2 号）に定める科目及び時間数を修得しなければならない。
２　児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 18 条の６に規定する保育士の資格を得ようとする者は、幼児教育学科に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）に定める科目及び単位数を習得しなければならない。
３　幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、幼児教育学科に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める科目及び単位数を修得しなければならない。
４　保健師助産師看護師法第２１条第１項（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 203 号）に規定する看護師国家試験受験資格を得ようとする者は、看護学科に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第４条に定める科目及び時間数を修得しなければならない。

（学習の評価）

第２４条　学習の評価は、A・B・C・D・F をもって表し、D 以上を単位認定とする。
２　各授業科目の出席時間数が、講義・演習科目においては全授業時間数の３分の２、実験・実習・実技科目においては全授業時間数の５分の４に満たない者については、単位認定を行わない。
３　学習の評価に関する詳細な事項は履修要項に定める。

（他の短期大学等における授業科目の単位認定等）

第２５条　本学において、教育上有益と認めるときは、学生に他の短期大学、大学または専門学校の授業科目を履修させることができる。
２　前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合にも準用する。
３　前項及び前々項の規定により、当該短期大学、大学または専門学校において修得した単位については１５単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。ただし、看護学科においては、総合科目のみを認めることとし、１３単位を限度とする。
４　前３項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第２６条　本学は、学生が入学する前に大学・短期大学・高等専門学校、及び専修学校専門課程（ただし、２年課程以上）において修得した単位について、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとみなし、これを認定することができる。ただし、幼児教育学科においては国が指定する福祉系の高等学校において修得した単位のうち、教育上有益であり、かつ本学の大学教育に相当する水準を有すると認めるものについては、本学において修得したものとみなし、これを認定することができる。
２　前項により認定できる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて１５単位を超えないものとする。看護学科においては、総合科目のみを認めることとし、１３単位を限度とする。
３　前２項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第６章　自 己 点 検 評 価

（自己評価）
第２７条　本学は、教育研究活動を組織的に点検・評価し、将来の改善を期すものとする。
２　自己点検・評価について必要な項目組織は、別に定める。

第７章　卒 業 等

（卒業の要件）
第２８条　本学を卒業するためには、社会福祉学科、幼児教育学科および国際観光学科においては、学生は２年以上在学し、社会福祉学科においては６２単位以上、幼児教育学科においては７０単位以上を修得しなければならない。
２　看護学科においては、学生は３年以上在学し、１０２単位以上を修得しなければならな
３　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 39 条第１号に規定する介護福祉士の資格を得ようとする者は、社会福祉学科に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省厚生労働省令第 2 号）に定める科目及び時間数を修得しなければならない。
４　児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 18 条の６に規定する保育士の資格を得ようとする者は、幼児教育学科に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）に定める科目及び単位数を修得しなければならない。
５　幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、幼児教育学科に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める科目及び単位数を修得しなければならない。
６　保健師助産師看護師法第２１条第１項１号（昭和 23 年 7 月 30 日第 203 号）に規定する看護師国家試験受験資格を得ようとする者は、看護学科に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第４条に定める科目及び単位数を修得しなければならない。
（卒業）
第２９条　前条の規定を充足した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
（学位の授与）
第３０条　前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第８章　入学検定料･入学金･授業料その他の費用

（入学検定料等の金額）
第３１条　第10条に定める入学検定料は30，000円とする。但し、大学入学共通テスト利用の場合の入学検定料は、16，000円とする。
２　入学金、授業料等の金額は別表第2のとおりとする。但し、実習費については実習科目の履修登録者のみ納めることとする。
（授業料等の納入期）
第３２条　授業料等は前期、後期の２期に分けて、所定の期日までに納入しなければならない。ただし特別の事情がある場合は、分納を認めることがある。
（退学及び除籍の場合の授業料等）
第３３条　学期の中途で退学しまたは除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。
（休学の場合の授業料等）
第３４条　学期が始まる前に休学を許可された者については、休学する学期の始めの月から復学する学期の前月までの授業料等を免除する。ただし、別に定める在籍料を納付しなければならない。
２　休学を命じられた者については、休学を命じられた月の翌月から復学する月の前月までの授業料等を免除する。
（復学の場合の授業料等）
第３５条　学期の途中で復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を、復学した月に納付しなければならない。
（納付した授業料等）
第３６条　納付した入学検定料・入学金及び授業料等は、原則として返却しない。

第９章　懲　戒

（懲　戒）

第３７条　次の各号に該当する学生に対しては、学長が教授会の議を経てこれを懲戒する。

（１）性行不良で改悛の見込みがないと認められる者

（２）修学努力が著しく不足していると認められる者

（３）正当な理由なく出席が常でない者

（４）学内の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

２　前項の懲戒はその行為の軽重に従い、訓戒、停学及び退学とする。

３　懲戒の処分の手続きについては、学長が別に定める。

第１０章　教職員組織

（教職員組織）

第３８条　本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員をおく。

第１１章　教 授 会

（教授会）

第３９条　本学に、教授会を置く。

（教授会の構成）

第４０条　教授会の構成は、教授会規程において別途定める。

（教授会の開催）

第４１条　教授会は、学長が必要と認めたとき、これを開催する。

２　教授会の議長は、学科長がこれにあたり、学科長に事故があるときは適宜代理を置くことができる。

（教授会の審議事項）

第４２条　教授会は、次の教育研究に関する重要な事項等について審議し、学長に意見を述べることができるものとする。

（１）学則及び教学についての諸規程に関する事項

（２）教育課程に関する事項

（３）学生の入学、休学、復学、退学、除籍及び卒業、及びその他学生の身分に関する事項

（４）学生の授業及び試験に関する事項

（５）学生の修学等を支援するための助言、指導、援助等に関する事項

（６）その他教育研究に関する事項

第１２章　科目等履修生

（科目等履修生・聴講制度）

第４３条　本学の授業科目等の履修を志願するものがある時は、本学の教育に支障のない限りにおいて、学則第 9 条の規定に準拠して選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

２　科目等履修生が特定の授業科目を履修したときは、第 23 条の規定に基づき、当該科目の単位を与える。

３　科目等履修生について、必要な事項は別に定める。

４　本学の授業科目の聴講を希望する者には、本条第 1 項および第３項を準用する。

第１３章　外国人留学生

（外国人留学生）

第４４条　外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人として、入学を許可することがある。

２　外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第１４章　図 書 館

（図書館）

第４５条　本学に、附属図書館をおく。

２　図書館について必要な事項は、別に定める。

第１５章　全 学 セ ン タ ー

（全学センター）
第４６条　本学は、地域貢献・学生支援のために以下のセンターを設置する。
・共創福祉センター
・ラーニングセンター
・ボランティアセンター
２　前項のセンターの運営について必要な事項は、別に定める。

第１６章　雑　　則

（委任）
第４７条　この学則の施行に関してその他必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。
（学則の改廃）
第４８条　この学則の改廃は、学長が教授会の意見を聴取し、理事会の承認を得てこれを行う。

附　　則
この学則は、平成９年４月１日から施行する。
附　　則
第１８条第３項授業科目の種類、単位数等については、平成１１年４月入学者より適用する。
附　　則
第１８条第３項授業科目の種類、単位数等については、平成１２年４月入学者より適用する。
附　　則
この学則は、平成１４年度の入学生から適用し、第１２条第３項転専攻については、平成１５年３月より適用する。
附　　則
平成１５年度の入学生から適用する。
附　　則
この学則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成１７年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成１８年２月２０日から施行する。
附　　則
この学則は、平成１８年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成１９年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成２０年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成２１年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成２２年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成２３年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成２４年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成２５年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　　則
この学則は、平成２７年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第３４条については、平成２８年度入学生から適用する。
附　　則
この学則は、平成２９年４月１日から施行する。
附　　則
この学則は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、この学則は、平成３０年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
附　　則
この学則は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、この学則は、平成３１年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
附　　則
この学則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、この学則は、令和２年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
附　　則
この学則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、この学則は、令和３年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
附　　則
この学則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、この学則は、令和４年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
附　　則
この学則は、令和５年４月１日から施行する。ただし、この学則は、令和５年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。（学則別表第 1-2 教育課程変更）
附　　則
この学則は、令和５年４月１日から施行する。ただし、この学則は、令和５年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。（学則別表第 1-1-①、第 1-1-②、第 1-3、第 1-4 教育課程変更）
附　　則
この学則は、令和５年４月１日から施行する。（社会福祉学科社会福祉専攻・介護福祉専攻の廃止）
附　　則
この学則は、令和６年４月１日から施行する。（社会福祉学科、幼児教育学科入学定員変更、国際観光学科募集停止）
附　　則
この学則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、この学則は、令和６年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。（学則別表第 1-2 教育課程変更）
附　　則
この学則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、この学則は、令和７年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
附　則
この学則は、令和８年４月１日から施行する。ただし、この学則は、令和８年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。